熊本県公報

第１３４５４号
令和７年(2025年)
７月29日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

公　　告
○仮設鋼材の処分……（道路整備課）　1
○仮設鋼材の処分……（　〃　）　2
○仮設鋼材の処分……（　〃　）　3
○菊池保健医療圏における病床整備の公募……（医療政策課）　4
○令和７年度（２０２５年度）熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会の開催……（消費生活課）　6
登　載　依　頼
○第５回県立高等学校あり方検討会の開催……（県立高等学校あり方検討会）　6

公　　告

熊本県公告第４５６号

物品を次のとおり一般競争入札により売却する。

令和７年（２０２５年）７月２９日

熊本県知事　木　村　敬

１　物件の表示

天草市東町地内

第１号物件　鋼材　１７１３．２ｔ

２　入札期日

令和７年（２０２５年）８月２０日（水）午前１０時

３　入札場所

天草市今釜新町３５３０　熊本県天草広域本部２階大会議室

４　入札の方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

５　入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（税込）の１００分の５以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関（手形交換所加盟金融機関をいう。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

６　開札期日

入札終了後即時

７　契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約締結日までに契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。

８　入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1)　当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後２年を経過していない者

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団もしくはこれに類するものの用に供しようとする者

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立をなされた者

(6)　民事更生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立をなされた者

(7)　熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）による指名停止期間中の者

９　入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込を行わなければならない。

(1)　提出書類　入札参加申込書
印鑑登録証明書
誓約書

(2)　提出方法　持参又は郵送による。

(3)　提出期限　令和７年（２０２５年）８月１４日（木）午後５時
（郵送の場合は、提出期限までに必着）

(4)　提出先　天草市今釜新町３５３０　天草広域本部総務部総務振興課経理出納班

１０　入札当日に必要な書類等

(1)　入札書

(2)　印鑑（印鑑登録証明書の印鑑）

(3)　委任状（代理人が参加する場合に限る。）

(4)　入札保証金（契約希望金額の５パーセント以上の現金又は銀行振出小切手を封筒等に封かんしたもの）

１１　その他

(1)　契約締結期限　令和７年（２０２５年）９月４日（木）

(2)　売買代金納入期限　令和７年（２０２５年）９月１１日（木）

(3)　鋼材の搬出期限　令和７年（２０２５年）１１月２８日（金）

(4)　契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。

(5)　契約締結場所　天草市今釜新町３５３０
熊本県天草広域本部総務部総務振興課経理出納班

(6)　入札参加者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和３９年熊本県条例第２３号）、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）等を承知のうえ入札するものとする。

(7)　問い合わせ先
入札に関すること　熊本県天草広域本部総務部総務振興課
（電話０９６９－２２－４２１９）
物件に関すること　熊本県天草広域本部土木部工務第一課
（電話０９６９－２２－４６４０）

熊本県公告第４５７号

物品を次のとおり一般競争入札により売却する。

令和７年（２０２５年）７月２９日

熊本県知事　木　村　敬

１　物件の表示

天草市五和町地内

第２号物件　鋼材　１０６５．２ｔ

２　入札期日

令和７年（２０２５年）８月２０日（水）午前１０時３０分

３　入札場所

天草市今釜新町３５３０　熊本県天草広域本部２階大会議室

４　入札の方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

５　入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（税込）の１００分の５以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関（手形交換所加盟金融機関をいう。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

６　開札期日

入札終了後即時

７　契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約締結日までに契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。

８　入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1)　当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後２年を経過していない者
(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団もしくはこれに類するものの用に供しようとする者
(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立をなされた者
(6)　民事更生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立をなされた者
(7)　熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）による指名停止期間中の者

９　入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込を行わなければならない。
(1)　提出書類　入札参加申込書
　　印鑑登録証明書
　　誓約書
(2)　提出方法　持参又は郵送による。
(3)　提出期限　令和７年（２０２５年）８月１４日（木）午後５時
　　（郵送の場合は、提出期限までに必着）
(4)　提出先　天草市今釜新町３５３０　天草広域本部総務部総務振興課経理出納班

１０　入札当日に必要な書類等

(1)　入札書
(2)　印鑑（印鑑登録証明書の印鑑）
(3)　委任状（代理人が参加する場合に限る。）
(4)　入札保証金（契約希望金額の５パーセント以上の現金又は銀行振出小切手を封筒等に封かんしたもの）

１１　その他

(1)　契約締結期限　令和７年（２０２５年）９月４日（木）
(2)　売買代金納入期限　令和７年（２０２５年）９月１１日（木）
(3)　鋼材の搬出期限　令和７年（２０２５年）１１月２８日（金）
(4)　契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
(5)　契約締結場所　天草市今釜新町３５３０
　　熊本県天草広域本部総務部総務振興課経理出納班
(6)　入札参加者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和３９年熊本県条例第２３号）、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）等を承知のうえ入札するものとする。
(7)　問い合わせ先
　　入札に関すること　熊本県天草広域本部総務部総務振興課
　　（電話０９６９－２２－４２１９）
　　物件に関すること　熊本県天草広域本部土木部工務第一課
　　（電話０９６９－２２－４６４０）

熊本県公告第４５８号

物品を次のとおり一般競争入札により売却する。
令和７年（２０２５年）７月２９日

熊本県知事　木　村　敬

１　物件の表示
天草市有明町及び東町地内
第３号物件　鋼材　１３６３．４ｔ

２　入札期日
令和７年（２０２５年）８月２０日（水）午前１１時００分

３　入札場所
天草市今釜新町３５３０　熊本県天草広域本部２階大会議室

４　入札の方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

５　入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約希望金額（税込）の１００分の５以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関（手形交換所加盟金融機関をいう。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

６　開札期日

入札終了後即時
７　契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約締結日までに契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
８　入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1)　当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者
(2)　破産者で復権を得ない者
(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後２年を経過していない者
(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団もしくはこれに類するものの用に供しようとする者
(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立をなされた者
(6)　民事更生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立をなされた者
(7)　熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）による指名停止期間中の者
９　入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込を行わなければならない。
(1)　提出書類　入札参加申込書
印鑑登録証明書
誓約書
(2)　提出方法　持参又は郵送による。
(3)　提出期限　令和７年（２０２５年）８月１４日（木）午後５時
（郵送の場合は、提出期限までに必着）
(4)　提出先　天草市今釜新町３５３０　天草広域本部総務部総務振興課経理出納班
１０　入札当日に必要な書類等
(1)　入札書
(2)　印鑑（印鑑登録証明書の印鑑）
(3)　委任状（代理人が参加する場合に限る。）
(4)　入札保証金（契約希望金額の５パーセント以上の現金又は銀行振出小切手を封筒等に封かんしたもの）
１１　その他
(1)　契約締結期限　令和７年（２０２５年）９月４日（木）
(2)　売買代金納入期限　令和７年（２０２５年）９月１１日（木）
(3)　鋼材の搬出期限　令和７年（２０２５年）１１月２８日（金）
(4)　契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
(5)　契約締結場所　天草市今釜新町３５３０
熊本県天草広域本部総務部総務振興課経理出納班
(6)　入札参加者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和３９年熊本県条例第２３号）、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）等を承知のうえ入札するものとする。
(7)　問い合わせ先
入札に関すること　熊本県天草広域本部総務部総務振興課
（電話０９６９－２２－４２１９）
物件に関すること　熊本県天草広域本部土木部工務第一課
（電話０９６９－２２－４６４０）

熊本県公告第４５９号

菊池保健医療圏域における病床整備の公募について、次のとおりお知らせします。

令和７年（２０２５年）７月２９日

熊本県菊池保健所長　稲　田　知　久

熊本県における医療提供体制の確保を図るため、圏域内の人口増加、一部医療機能の不足等がみられる菊池圏域の二次保健医療圏において、病床の整備が必要なことから、公募を行います。病床の配分を希望される場合は、医療機関に係る整備計画を提出いただきますようお願いします。

なお、今回の公募については、①原則として令和８年度末までに医療機関の開設・変更許可を得られる見込みの整備計画及び②菊池地域医療構想調整会議での合意を得られる見込みの整備計画を対象とします。

また、公募の概要、提出された整備計画の審査方針は、以下のとおりです。

１　公募を行う二次保健医療圏及び病床数
菊池保健医療圏　４９床
２　事業者選定における審査方針

第８次熊本県保健医療計画等に定める、本県における医療提供体制の整備の方向性との整合性を図るため、病床配分については、以下の内容で整備計画を審査し、決定するものとする。

(1)　菊池保健医療圏において不足している機能（高度急性期及び回復期）に係る病床、又は菊池地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係る病床の整備計画とされているか。

(2)　開設地市町からの同意が得られている病床の整備計画とされているか。

(3)　本県における二次保健医療圏の合計では、既存病床数が依然として基準病床数を大きく上回っていることから、二次保健医療圏合計の既存病床数が増加しない病床の整備計画とされているか。

(1)から(3)までの内容を※点数配分の基準により２点から０点として計算する。

３　病床の配分方法

２の方法により計算した結果、最も点数の大きい申請者に病床を配分する。結果が同点となる場合は、申請が行われた病床数を按分して配分する。

なお、審査の結果、配分病床数が当初提出された整備計画を下回る場合、配分を受けた開設者間で調整の上、整備計画の再提出を行うことは認める。

４　スケジュール

(1)　公募期間　令和７年（２０２５年）８月１日（金）から令和７年（２０２５年）９月３０日（火）まで

(2)　質問の受付　令和７年（２０２５年）８月１日（金）から令和７年（２０２５年）９月１９日（金）まで

(3)　応募者へのヒアリング等　令和７年（２０２５年）１０月以降

(4)　菊池地域医療構想調整会議及び菊池地域保健医療推進協議会
令和７年（２０２５年）１２月から令和８年（２０２６年）３月まで（予定）

(5)　結果通知　令和８年（２０２６年）３月（予定）

５　質問の受付

公募要項の内容に関する質問を下記のとおり、メールにて受け付けます。

(1)　受付期間：令和７年（２０２５年）８月１日（金）から令和７年（２０２５年）９月１９日（金）まで

(2)　提出書類：質問票

(3)　質問提出先：熊本県菊池保健所　総務企画課
メールアドレス：hokuhosouki25@pref.kumamoto.lg.jp

※　質問の回答については、県ホームページにて公開することもありますので、あらかじめご了承ください。

６　協議書等の提出

(1)　提出書類

ア　事前協議書

イ　整備計画書

ウ　市町村長からの同意書

エ　その他参考書類

(2)　提出書類の取得方法

事前協議書等の様式については、熊本県ホームページからダウンロードしてください。

(3)　提出期限

令和７年（２０２５年）９月３０日（火）１７時まで　必着

(4)　提出先

熊本県菊池保健所　総務企画課

郵便番号８６１－１３３１　熊本県菊池市隈府１２７２－１０

(5)　提出方法

持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）

受付時間（持参の場合）平日９時から１７時まで（１２時から１３時までを除く。）

※　公募期間最終日は、受付に時間を要することが想定されるため、早めの提出をお願いします。

※点数配分の基準（２点を満点とする）

	２点	１点	０点
(1)	病床の整備計画が、高度急性期及び回復期、又は菊池地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係るものとされている。	－	病床の整備計画が、高度急性期及び回復期、又は菊池地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係るものとされていない。
	－	開設地市町から、病床の整備計画につい	開設地市町から、病床の整備計画について、同意を

(2)		て、同意を得ている。	得ていない。 ※整備計画提出時に開設地市町から病床整備計画に同意を得ていない場合であっても、同意を得るよう努める必要がある。
(3)	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が減少（同一の開設者による病床数減少を伴う場合に限る。）するものとされている。	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が変わらない（同一の開設者による病床数減少を伴う場合に限る。）ものとされている。	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が増加するものとされている。

熊本県公告第４６０号

令和７年度（２０２５年度）熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会の会議を次のとおり開催する。

令和７年（２０２５年）７月２９日

熊本県知事　木　村　敬

１　開催日時

令和７年（２０２５年）８月１日午前１０時

２　開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県庁本館５階審議会室

３　議題

(1)　熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会会長、副会長の選任について

(2)　熊本県消費者基本計画等策定部会の設置について

(3)　第４次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）について

①　令和６年度（２０２４年度）実施結果

②　令和７年度（２０２５年度）事業計画

(4)　第４次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の取組実績及び成果等について

(5)　第５次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の骨子案について

４　傍聴者の定員

１０人

５　傍聴手続

(1)　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2)　傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

６　問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班（熊本県消費生活審議会事務局）

（電話　０９６－３３３－２３０９）

登載依頼

県立高等学校あり方検討会公告第５号

第５回県立高等学校あり方検討会を次のとおり開催する。

令和７年（２０２５年）７月２９日

県立高等学校あり方検討会会長

１　開催日時

令和７年（２０２５年）８月７日（木）

午前９時３０分から正午まで（終了時間は予定）

２　会場

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県防災センター３階　３１２・３１３・３１４会議室
３　議事
（１）会議の公開・非公開について
（２）高校授業料無償化に関する国の動きについて
（３）市町村長及び市町村教育長への意見照会結果について
（４）第４回検討会での主な意見について
（５）提言書（案）の検討について
４　傍聴者の定員
１０人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、午前９時００分から午前９時２０分まで、当該会議の会場前において受付の上、事務局の示に従い、会場に入室することができる。
（２）傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
６　非公開の案件
「３　議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第３公開の基準のアに該当する場合、一部非公開となることがある。
７　問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
県立高等学校あり方検討会事務局
（熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室）
電話：０９６－３３３－２６８４